

平成23年9月22日

子どもによるライター等の事故の防止について（注意喚起）

NITE製品安全センターに通知された製品事故情報のうち、ライターの事故は、平成17年から平成21年までに169件あり、そのうち、子どもの火遊びによるライターの事故は13件ありました。

NITEに通知された事故のうち、子どもの火遊びによるライターの事故件数は、非常に少ないため、消防機関（※1）に協力を頂きました。消防機関からの火災事故データを分析したところ、子どもの火遊びによるライターの事故は、平成17年から平成21年までに127件あり、そのうち、行為者が12歳以下の事故は、53件ありました。子どもの火遊びによるライターの事故は、幼児に比較的多くみられます。

こうした子どもによるライターの事故を防ぐため、経済産業省はライター等（※2）を消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定することとし、幼児対策（チャイルドレジスタンス）を施した機構を取り入れ、さらに、子どもが興味を持ちやすい玩具（ノベルティー）型を排除する販売の規制を昨年12月27日から施行しました。経過措置が終了する本年9月27日以降は技術基準を満たしたPSCマーク付きライター以外は市場で販売できなくなります。

子どもの火遊びによるライターの事故が多く発生していることから、事故を防止するための注意喚起をすることとしました。

（※1）消防機関とは、大都市の消防機関。非公開の火災情報を取り扱うため名称を伏せています。

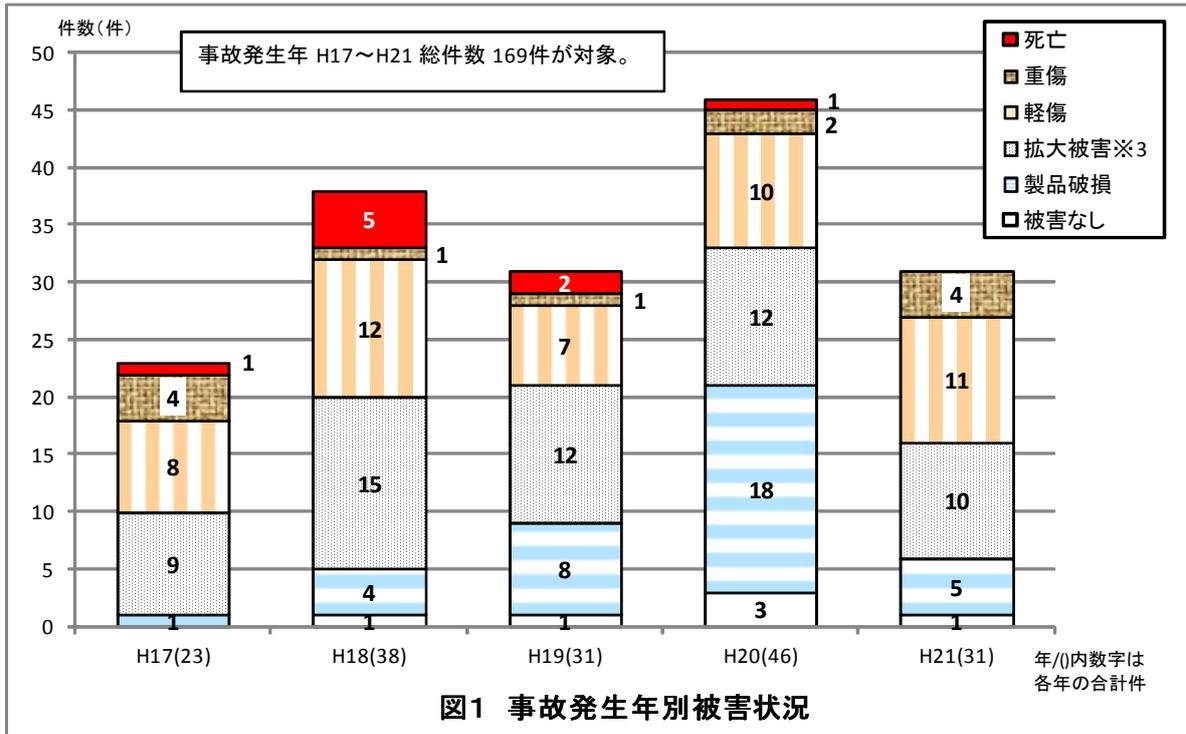
（※2）ライターや多目的ライター（点火棒）のうち、燃料の容器と構造上一体となっているものであって、当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いたもの

1.ライターによる事故について

(1) N I T Eに通知された製品事故情報について

① 暦年別の事故発生件数について

N I T E製品安全センターに通知された製品事故情報のうち、ライターの事故は、非公表のものも含めて平成17年から平成21年までに169件ありました。被害状況を暦年別にまとめて図1に示します。被害状況は、死亡事故が9件、重傷事故が12件、軽傷事故が48件です。



(※3)NITEでは、製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としています。また、物的被害(製品破損又は拡大被害)があった場合でも人的被害のあったものは、人的被害に区分しています。

②事故の現象について

平成17年から平成21年までにあった169件の事故について、事故の現象別件数を図2に、事故の現象別被害状況を表1に示します。

子どもの火遊びによるライターの事故13件は、全て簡易ライターと思われる事故です。

子どもの火遊びによるライターの事故13件では、死亡事故が5件、死亡者は10人と多く、1室以上の火災が12件と大きな被害になっています。

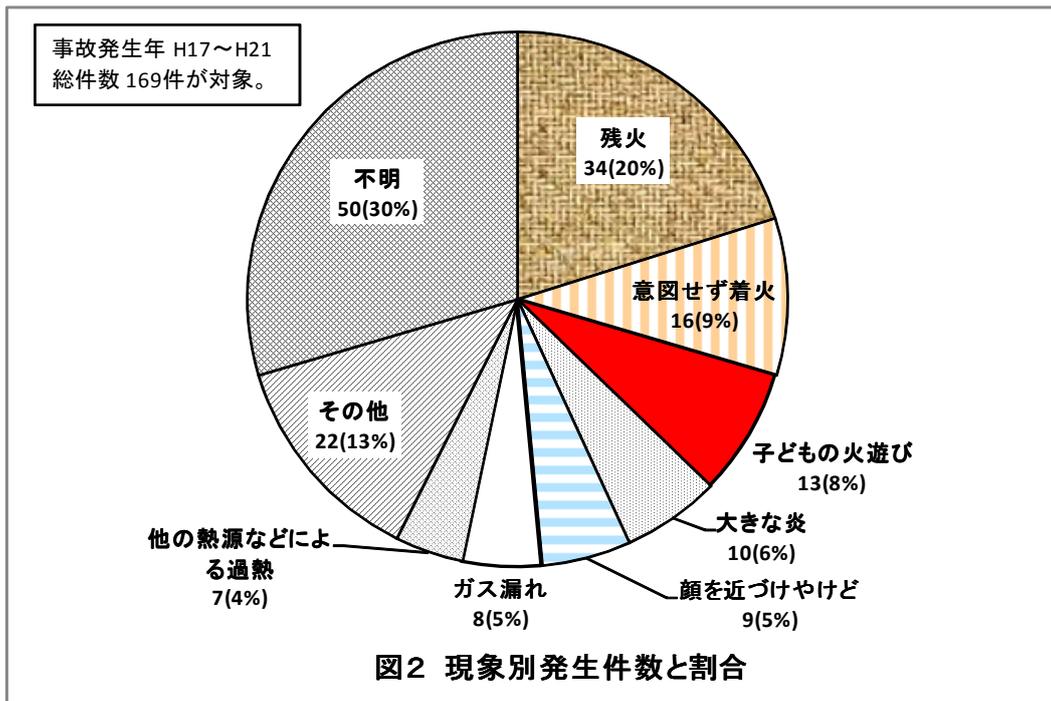


表1 事故の現象別被害状況

(平成17年から21年)(※4)

事故の現象	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
① 残火(ざんび)		1 (1)	9 (9)	20	4		34 (10) [0]
② 意図せず着火			1 (1)	11 [1]	4		16 (1) [1]
③ 子どもの火遊び	5 (10) [5]		1 (4) [1]	7 [6]			13 (14) [12]
④ 大きな炎			8 (8)	1	1		10 (8) [0]
⑤ 顔を近付けやけど		4 (4)	5 (5)				9 (9) [0]
⑥ ガス漏れ			4 (4)	2		2	8 (4) [0]
⑦ 他の熱源などによる過熱		1 (1)	3 (3)		3		7 (4) [0]
⑧ その他	2 (2) [1]	1 (1)	8 (12) [3]	4 [2]	6	1	22 (15) [6]
⑨ 不明	2 (8) [2]	5 (6) [1]	9 (11)	13 [4]	18	3	50 (25) [7]
合計	9 (20) [8]	12 (13) [1]	48 (57) [4]	58 (0) [13]	36 (0) [0]	6 (0) [0]	169 (90) [26]

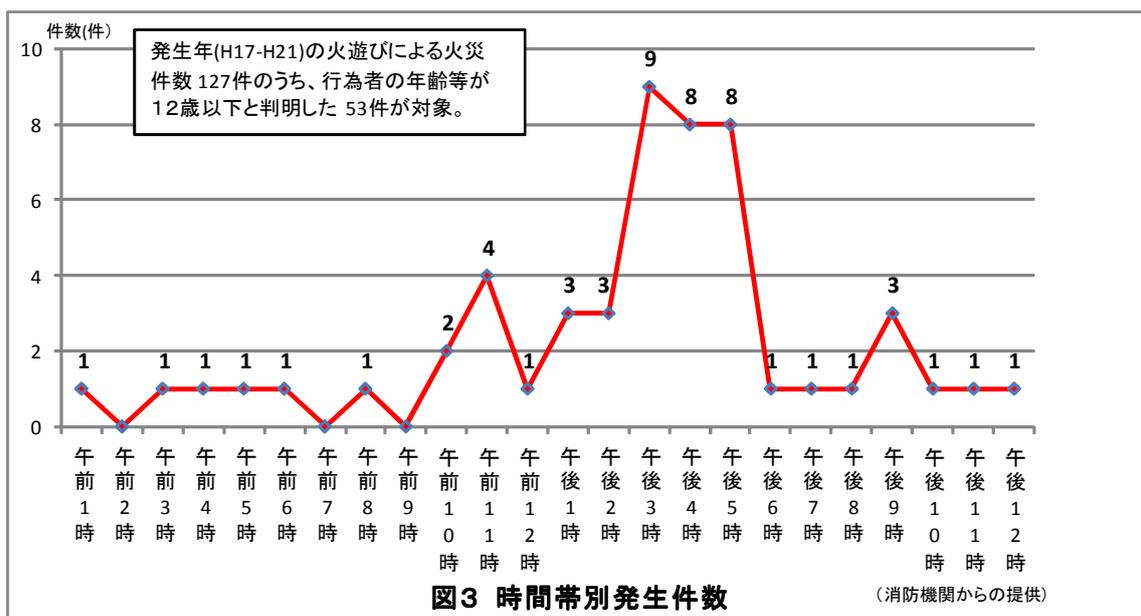
(※4)平成23年8月31日現在、重複、対象外情報を除いた件数。被害状況別で「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に「拡大被害」や「製品破損」が発生している場合は、「拡大被害」や「製品破損」にはカウントせず。また、()の数字は被害者の人数、[]の数字は1室以上の火災の件数。

(2) 消防機関に通知された火災について

消防機関に協力を頂き、火災事故データを分析したところ、平成17年から平成21年までにあった火遊びによるライター事故は127件ありました。この127件のうち、行為者の年齢等が12歳以下と判明した事故53件について分析し、傾向及び特徴を次に述べます。

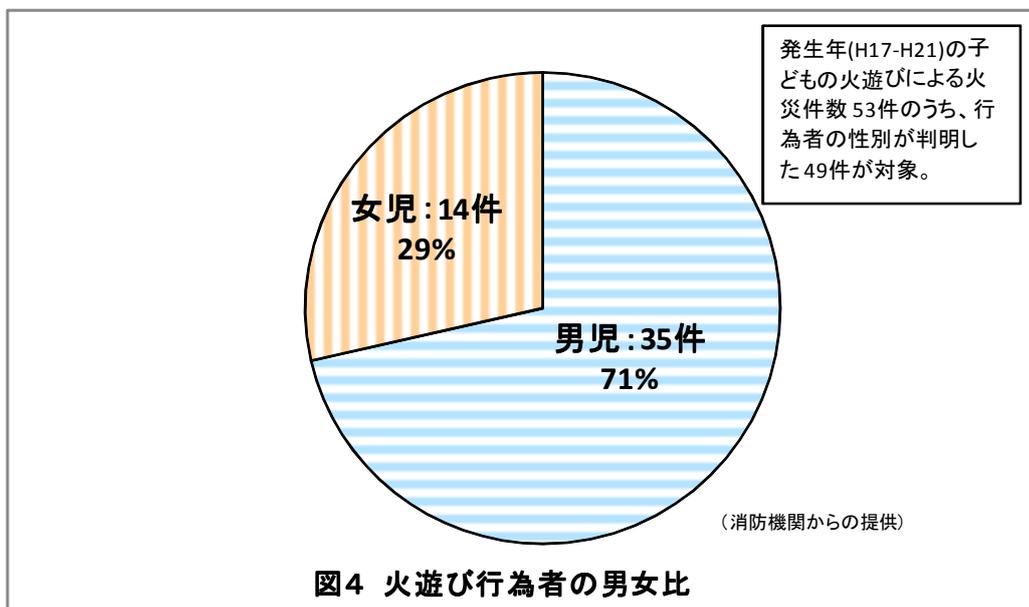
① 事故の発生時間帯について

53件の事故について時間帯別事故発生件数を図3に示します。事故は、午後3時台から午後5時台に多く発生しています。



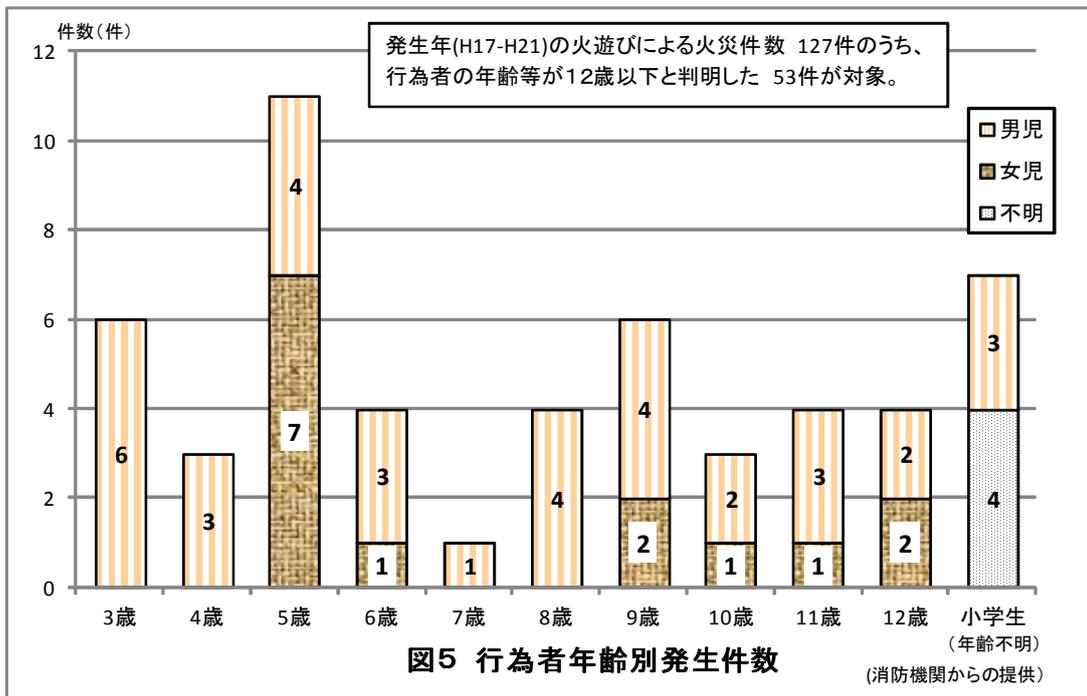
② 事故の行為者の性別について

53件の事故のうち、行為者の性別が判明した49件について、行為者の性別件数を図4に示します。事故は男児に多くみられます。



③ 事故の年齢別件数について

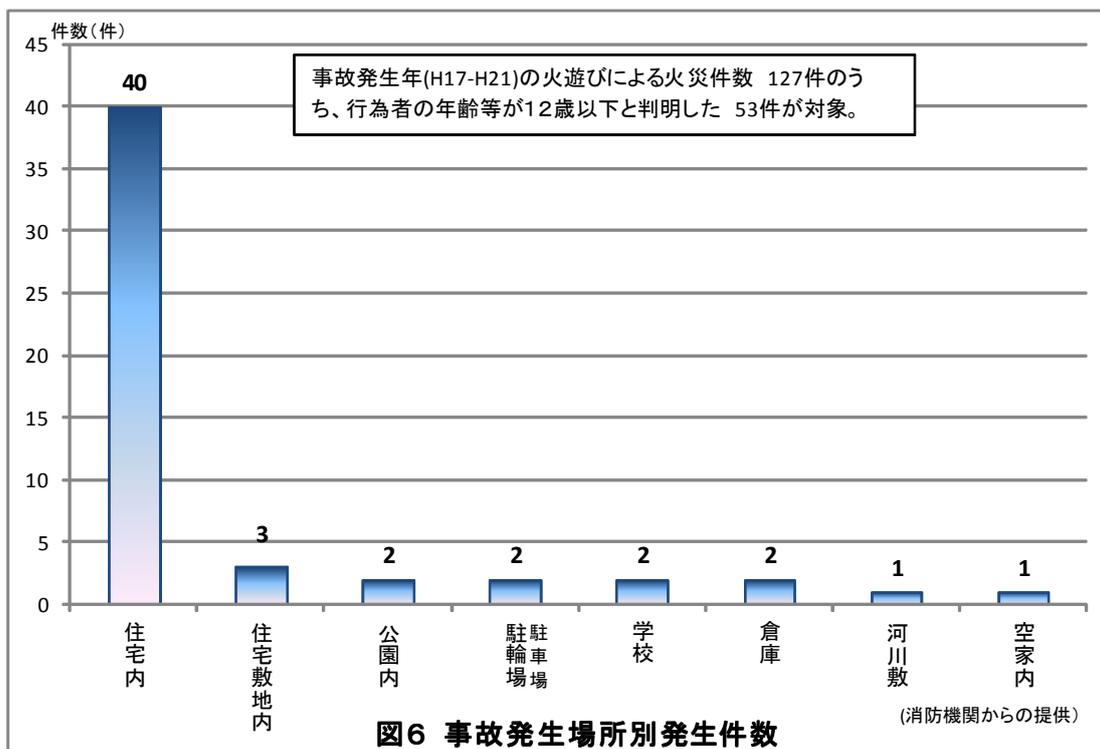
53件の事故について、年齢別事故発生件数を図5に示します。



④ 事故の発生場所について

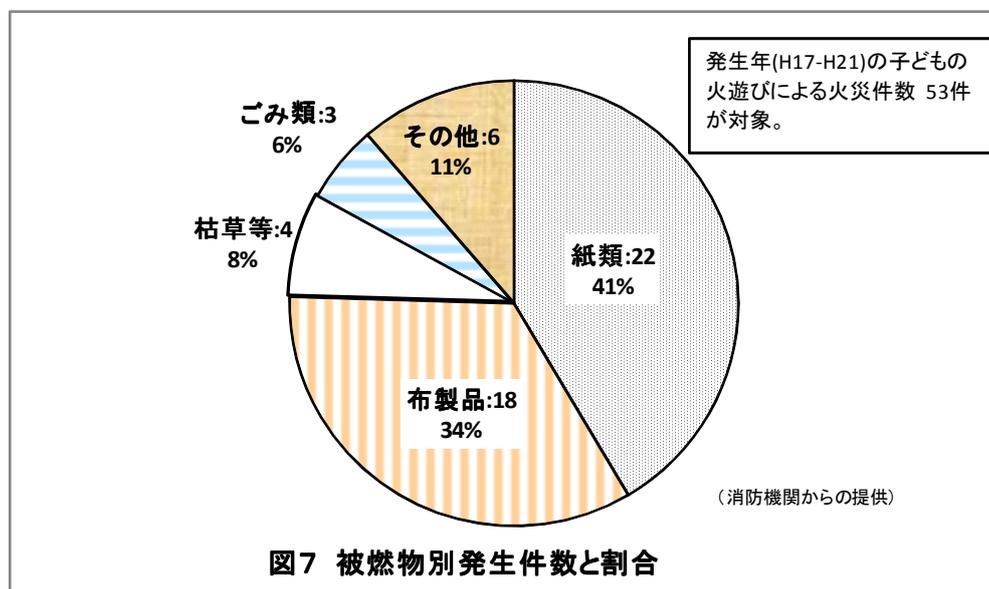
53件の事故について、発生場所別件数を図6に示します。

ほとんどの事故が住宅内で発生しています。



⑤ 事故の被燃物について

53件の事故について、被燃物別発生件数と割合を図7に示します。事故発生件数は、紙類22件、布製品18件、枯草等4件及びごみ類3件などでした。



2. 事故事例の概要について

(1) N I T E製品安全センターに、子どもの火遊びによるライターの事故として、次の情報が報告されています。

① (事故内容)

集合住宅の一室から出火し、子ども2人が一酸化炭素中毒で死亡した。子どもがライターで火遊びをしていたものと推定される。

平成17年12月中旬 午後3時発生 (愛知県、10歳未満・男児、2人死亡・火災)

② (事故内容)

集合住宅の一室から出火し、居間の一部を焼き、子どもが一酸化炭素中毒で死亡した。子どもがライターで火遊びをしていたものと推定される。

平成18年1月上旬 午後5時発生 (岐阜県、5歳未満・男児、1人死亡・火災)

③ (事故内容)

集合住宅の一室から出火して、同室を全焼し、子ども2人が煙を吸い死亡した。子どもがライターで火遊びをしていたものと推定される。

平成18年3月中旬 午後1時発生 (大阪府、3歳未満・男児、5歳未満・女児、2人死亡・火災)

④（事故内容）

小学校から出火し、非常階段の下に置いてあった木材などを焼いた。子どもがライターで火遊びをしていたものと推定される。

平成18年6月中旬 午後3時発生（長野県、10歳代・男児、拡大被害）

⑤（事故内容）

住宅から出火し、子ども2人が死亡して、1人がのどにやけどを負った。子どもがライターで火遊びをしていたものと推定される。

平成19年11月下旬 午前10時発生（大阪府、3歳未満・女児、2人死亡・1人軽傷・火災）

(2) N I T E 製品安全センターで行った燃焼実験について

① こたつに着火した場合

0分45秒後 黒い煙が出始めた。

1分30秒後 火炎が天板に達した。

2分30秒後 火炎が拡大し、火炎の高さが50～70cmに達した。

3分00秒後 火炎がこたつ全体に燃え広がり、こたつ脚は燃え、こたつ天板が崩れた。火炎の高さは子どもの頭の高さに達した。（約100cm）。

3分30秒後 危険なため消火した。

② ベッドの布団に着火した場合

0分50秒後 火炎が上面に達した。

1分40秒後 火炎が肩の高さに達した。

1分45秒後 煙がベッド下を回り、ベッドの四方から煙が噴き出した。

2分20秒後 火炎が子どもの頭の高さに達した。（約100cm）

2分30秒後 火炎の高さが150～160cmに達した。

2分50秒後 火炎がベッド下全体に広がり、燃焼した。

3分00秒後 危険なため消火した。

③ 押入の布団に着火した場合

1分20秒後 火炎の直径が約30cmに達した。

5分00秒後 下段のふとん全体が燃えた。

6分50秒後 火炎が棚板に達した。（約90cm）

8分45秒後 火炎が子どもの頭の高さに達した。（約100cm）

9分10秒後 上段のふとんに着火した。

9分15秒後 火炎が押し入れの上部に達した。（約200cm）

9分20秒後 危険なため消火した。

3.ライターによる事故の防止について

ライターによる子どもの火災事故を防止するため、特に以下の点に十分注意してください。

- ① ライターは安全基準に適合したものを使用してください。
- ② 子どもにライターを触らせないでください。
- ③ ライターを子どもの手の届くところに置かないでください。
- ④ 理解できる年齢になったら、子どもに火の怖さを教えてください。

日本国内では年間約6億個のライターが流通しており、そのほとんどがプラスチック製の使い捨てライターです。

利用しなくなったライターがありましたら、ガス抜きをして各自治体のルールに従って正しく廃棄してください。

ライターをガスの入ったまま廃棄することにより、ゴミ集積場所やゴミ回収車の火災事故などが起きています。不要なライターはガス抜きをしてから捨ててください。

ライターのガス抜きをする時は、排出したガスに引火して事故にならないように風通しの良い屋外で周囲に火気のないところを選んで行ってください。

【ガスの抜き方の例】

- ① 周囲に火気のないことを確認する。
- ② 操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- ③ 輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④ 「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している（聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす）。
- ⑤ この状態のまま付近に火の気の無い、風通しのよい屋外に半日から1日置く。
- ⑥ 念のために着火操作をして、火が付かなければ、ガス抜きは完了です。

（参考：（社）日本喫煙具協会HP <http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>）

ライターに係る規制の開始等について（経済産業省発表資料から引用）

平成22年12月27日から施行された消費生活用製品安全法関係の改正法令等により、特定のライターが規制の対象となりました。

この規制は、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター（点火棒）**を対象としたもので、9月間の経過措置が終了する**平成23年9月27日**以降、技術基準を満たしたPSCマーク付きのライター以外は市場で販売できなくなります。

(1) 規制及び技術基準の概要

ライターや**多目的ライター（点火棒）**のうち、

- ・ **燃料の容器と構造上一体**となっているものであって、
- ・ 当該容器の全部又は一部に**プラスチック**を用いたもの

については、本体にPSCマーク（※）が付されているものに限って販売が認められます。



違反した製品を販売した場合、**罰則**等の対象になります。

（※）**PSCマーク**は、ライター等の特定製品を製造又は輸入する事業者が、技術基準に適合する等の義務を履行した場合に付される表示です。



ライターについては、その技術基準等として、不注意による火炎の生成の可能性等を最小限にする構造（いわゆるチャイルドレジスタンス機能等）であること、火炎の高さが制限されたものであることのほか、強度、爆発性、可燃性等製品の安全性を求めるとともに、子どもが興味を持ちやすい玩具（ノベルティー）型でないことを規定しています。

(2) 販売の際の注意事項

- ① 今回の規制により、**平成23年9月27日**以降、これまで流通していたPSCマークのないライターは**販売禁止**となります。
- ② PSCマークを付された適正な製品を販売される場合においても、**子どもに使わせ**ないように注意喚起をしてください。



適正な製品には、事業者名称や以下の内容の**注意事項**等も表示されています。

- ・ 子どもの手の届くところに置かないこと
- ・ 50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと
- ・ 使用后、火炎が消えていることを確認すること